

3 中間報告書に基づく委員会運営の実施

(1) 決算議案審査

平成24年度決算審査を行った決算特別委員会では、検討会議における議案審査の再確認を踏まえ、初めて各審査日の質疑終了後に委員間討議を実施した。

委員会終了後、検討会議では、決算特別委員長からの「運営を総括した意見」を受け、その検証を行った。

【運営を総括した意見（決算特別委員長）】

- 委員間討議により、選定した項目についてすべての委員から発言していただき、各委員の考え方等が明らかになった。
- 理事者への質疑だけではなく、委員間討議を行うことによって、委員会の考えを明らかにでき、より充実した議案審査になったと感じた。
- 日を迫うごとに、委員間討議が活発になったので、回数をこなすことで、もっといい討議ができるのではないかと感じた。
- 気になった点としては、委員間討議は議案審査の一部であるが、議会報告会の項目選びのためのものだとの認識があり、特に、審査初日に各委員が同じ認識を持つまでに時間を要したので、委員間討議の前に再確認すべきであった。

【検討会議での検証】

- この「委員間討議」については、今回、各審査日ごとに、質疑終了後に行ったが、「より意義のある議会報告会に」ということを念頭に決算審査のあり方を協議したことから、決算審査における委員間討議が、議会報告会の報告内容の選定と認識された部分があった。
- 「委員間討議」は、委員間で議論し、各々の意見・論点を整理し委員会として、事業をどのように評価し、なぜ認定・不認定としたかを明確にするために行うものであり、この議論を行わなければ、なぜ、このような議決結果になったのかなど、委員会としての考えを明らかにできず、市民に対しても、説明責任を果たすことができないと考えている。
- この説明責任を果たすための議論という部分で、「委員間討議」を報告内容の協議と捉えられた方もいるかもしれないが、「委員間討議」は、あくまでも議案審査の一部であり、議案に対する委員会としての考えを明らかにするためのもので、議会報告会での報告内容は、議案審査の結果が出た後に、審査の経過・結果を踏まえて行うものであると認識していただきたいと考えている。

（２）委員長報告の充実

決算特別委員会や各常任委員会では、付託議案審査の経過と結果を本会議にて報告する委員長報告の充実を図り、従来の執行機関との質疑内容に加え、委員間における協議内容についても報告を行ったところである。

委員間討議については、本会議、委員会の考えを明確にする上で欠かせないものであり、今後さらに充実したものとなるように工夫が必要である。